

正しい知識と理解

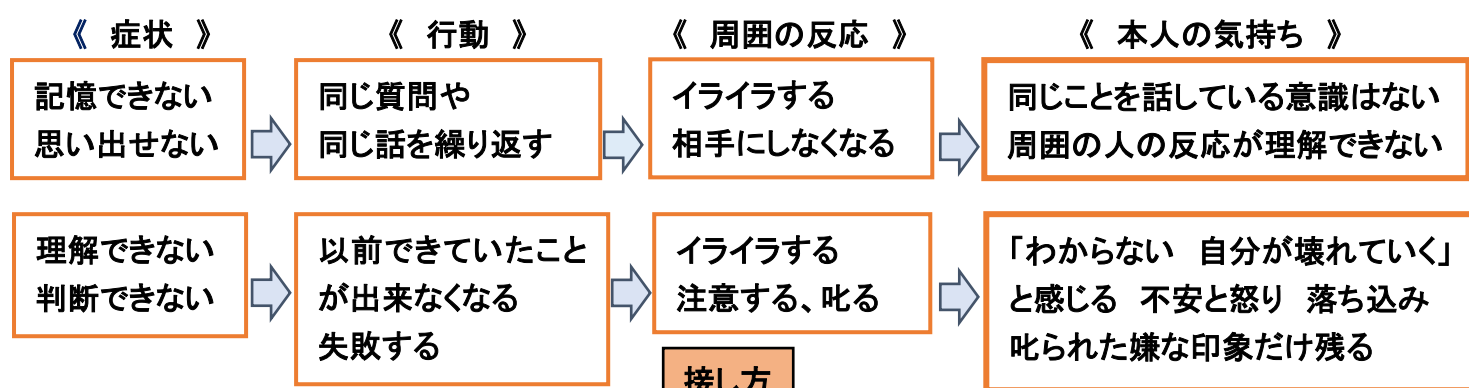
《重要ポイント！》正しい知識と対応で症状を和らげる



主な認知症の種類と特徴

根本的な治療が困難な認知症	対応
<p>●アルツハイマー型認知症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アミロイドβというタンパクが脳に蓄積して、神経細胞が減少し、脳の萎縮が進行する病気。 ・記憶障害が徐々に進行し、日付や曜日がわからなくなり、仕事の要領が悪くなる。 ・症状は緩やかに進行する。 	<p>◎薬による治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病気の進行を遅らせる治療 ・行動や心理症状を抑える治療 <p>◎薬以外の治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能、生活機能の低下予防 ⇒家庭内や地域での役割、出番を作り、出来ていることを出来るだけ長く続ける。 ・回想法：昔のことを思い出して本人に語ってもらい、共感して聞く。 ・認知リハビリテーション：音読、書き取り計算問題などのドリル、本人の楽しめることに取り組む⇒脳の活性化 ・音楽療法、園芸療法、芸術療法、運動療法（音楽鑑賞、演奏、園芸、絵画や陶芸など）⇒感情の安定化 自発性の改善
<p>●レビー小体型認知症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レビー小体というタンパクが脳に蓄積する病気。 ・実際には存在しないものや人物が見えるという幻覚（具体的な幻視）、人物誤認、動作が鈍い、転びやすいなどの症状が徐々に進行。 ・調子の良い時と悪い時の変化が大きい。 	
<p>●前頭側頭葉型認知症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳の前頭葉と側頭葉の萎縮が徐々に進行する病気。 ・同じ行動を繰り返す、自分勝手な行動をとる、言葉の意味がわからなくなる、言葉が出なくなる。 ・65歳未満での発症が多い。 	
予防や治療が可能な認知症（※原因となる病気を治療する）	対応
<p>●血管性認知症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞、脳出血、くも膜下出血などの脳卒中が原因で起こる病気。 ・歩行障害や言語障害などの後遺症が残ることが多い。 ・脳卒中を繰り返すとそのたびに悪くなる。 	<p>◎脳卒中の再発を予防する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・服薬治療 ・生活習慣の改善
<p>●正常圧水頭症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳脊髄液が脳室にたまり、脳室が拡大して周囲の脳が圧迫されて起こる病気。 ・歩行障害や尿失禁がみられる。 	<p>◎外科的治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・髄液シャント手術
<p>●慢性硬膜下血腫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭を強く打った後で、頭蓋骨と脳の間には血腫（血のかたまり）が生じて、血腫が脳を圧迫して起こる病気。 ・頭を打ってから3週間から3か月後に症状が現れることが多い。 	<p>◎外科的治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血腫吸引手術
<p>●甲状腺機能低下症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新陳代謝を高める作用のある甲状腺ホルモンの分泌量が不足して、からだの活動力が低下する病気。 ・居眠り、記憶障害などの症状が目立つ。 	<p>◎内科的治療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲状腺ホルモンの補充

認知症のかたへの接し方・・・ご本人はどんな気持ちなのでしょう？



- ・ 「認知症は脳の病気である」ことを理解して、本人の気持ちに寄り添った優しい対応をしましょう。
- ・ 「困った人」ではなく「困っている人」だととらえ不安の要因を減らせるような環境をつくりましょう。
- ・ 本人のペースに合わせて、急かさず、自分でやろうとしていることを見守りましょう。
- ・ 間違ったことを正したり、説得したりせずにまずは受け止め、やわらかな口調で場面を切り替えましょう。
- ・ お金や貴重品を盗られたと訴えるときは、すべて否定せず、まずはよく話を聞いて、一緒に探すなど本人が自分でみつける手助けをしましょう。
- ・ 失禁などの排泄の失敗は、指摘したり責めたりしないで、汚れたものはそっと片づけ、照明や張り紙などトイレの場所をわかりやすくする工夫をしましょう。
- ・ 徘徊(歩き回る、自宅に帰れなくなる)には、一緒に歩けるときは歩いたり、連絡先を身につけてもらったり、近所の人や、交番などに事前に話しておき、見かけたり、保護されたりしたときに連絡してもらえると良いでしょう。見守りシール等配布事業(P3)や徘徊高齢者等家族支援事業(P.12 一覧④)もご活用ください。



★認知症の方への対応心得 3つの“ない”

1. 驚かせない
2. 急がせない
3. 自尊心を傷つけない

参考：認知症サポーター養成講座標準教材認知症を学び地域で支えよう

認知症だからといって付き合いを変える必要はありません。温かく見守り、日常的にさりげなく言葉をかけることが一番の支援となります。

認知症カフェ・家族のつどい

・認知症カフェ

認知症になっても住み慣れた地域の中で人とのつながり、交流を楽しめるよう、認知症の人や家族、地域の人や関係者など、どなたでも気軽に参加できる集いの場です。

※開催状況について各認知症カフェにお問い合わせの上、ご参加ください。

名称	会場	実施日	参加費	問合せ電話番号
オレンジカフェ	愛の家グループホーム蓮田黒浜 (黒浜 3827-1)	毎月第2木曜日 13時～15時	無料	048-765-8200
はすカフェ	蓮田よつば病院 (馬込 2163)	毎月第2土曜日 10時～12時	無料	048-765-7777
ふらっとカフェ	特別養護老人ホーム吾亦紅 (閏戸 1885)	休止中		
オレンジの音色	農業者トレーニングセンター (井沼 1071)	奇数月第4水曜日 13時半～15時	無料	048-766-0022 (閏戸・平野地域包括 支援センター)

・家族のつどい

家族同士の交流や介護の悩みの相談、勉強会や情報交換会を行っています。

日頃の悩みや体験談を介護する家族同士で語り合いませんか？

お互いの体験を自由に話し合いながら、介護の工夫や情報を交換しましょう。

※開催内容が変更になる可能性がございます。奇数月の広報誌または市のホームページでもご案内をしておりますので、ご確認の上ご参加ください。

日程	偶数月 第4水曜日(※図書館閉館日は第3水曜日に開催)
時間	13時半～15時
会場	図書館
対象	認知症の人を介護する家族(市内在住の方)
内容	介護についての情報交換・勉強会 (※介護の悩みや体験を話し合う交流会)
費用	無料
申込み	開催日の前日までに在宅医療介護課にて受付 電話または窓口



蓮田市マスコットキャラクター
はすびり

ケアラー支援

・ケアラーとは・・・

高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいう。

(埼玉県ケアラー支援条例 第2条より)

介護は介護者の心身の健康や社会生活、家庭生活等に大きな影響を与えることがあります。介護などで自分を見失ったり、孤立したりすることがないように、誰もが安心して介護や看護ができる社会がこれからは求められています。

・仕事と介護の両立支援制度

育児・介護休業法：家族の介護を行う労働者の仕事と介護の両立を支援する法律

◎企業によっては法律を上回る内容の制度を整備している場合もある為、勤め先における制度の状況について確認してみてください。

◎制度を利用できる労働者：勤務先の業種や規模にかかわらず、原則として要介護状態(※1)の「対象家族(配偶者、父母及び子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫。)」を介護する労働者が対象となります。また、就業規則に制度がなくても、介護休業、介護休暇、所定外労働・時間外労働・深夜業の制限は、申出により利用することができます。(ただし、勤務先の労使協定の定めによっては、取得できない場合があります。)

(※1 要介護状態：負傷、疾病または身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいいます。介護保険制度の要介護・要支援認定を受けていない場合でも取得できる。)

介護休業	・申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として介護休業を取得することができる。
介護休暇	・要介護状態にある対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位または半日単位で取得できる。
所定労働時間の短縮等の措置	・事業主は、①短時間勤務制度(短日勤務、隔日勤務なども含む) ②フレックスタイム制度、③時差出勤制度、④介護サービスの費用助成のいずれかの措置について、介護休業とは別に、要介護状態にある対象家族1人につき利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な措置を講じなければならない。
時間外労働の制限	・1回の請求につき1月以上1年以内の期間で、1か月に24時間1年に150時間を超える時間外労働の制限を請求することができる。請求できる回数に制限はなく、介護終了までの必要なときに利用することが可能。

関連事業・サービス一覧

番号	主な事業内容	担当・連絡先
①	介護予防事業 * 認知症予防講座など、元気に自立した生活を続けられるための教室や講座を開催しています。	市役所 在宅医療介護課 TEL (048) 768-3111 内線 (198・199)
②	認知症サポーター養成講座 * 認知症の正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守るサポーターを養成します。	
③	見守りシール等配布事業 * 認知症状等により所在不明となる可能性のある方にアイロンシール等を配布します。(※詳細についてはP.3をご確認ください)	
④	徘徊高齢者等家族支援事業 * 現在位置を探索するための端末機器及び付属品を要介護・要支援認定を受けているかたの同居家族等に貸し出します。	市役所 長寿支援課 高齢福祉担当 TEL (048) 768-3111 内線 (136)
⑤	ねたきり老人等介護者手当 * 6か月以上継続して傷病等により常時ねたきりまたは重度の認知症の高齢者と同居し、在宅で6か月以上継続して介護しているかたに月額6,000円の手当を支給します。	
⑥	要介護・要支援認定と介護サービス * 要介護または要支援認定を受けることで介護(予防)サービスを利用できます。 ★サービス種類★ 《在宅》訪問介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護(デイサービス)、通所リハビリ(デイケア)、短期入所、福祉用具貸与、住宅改修等 《施設入所》認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム等 ※各種サービス事業所がサービスを提供します。	市役所 長寿支援課 介護保険担当 TEL (048) 768-3111 内線 (145・146・148)
⑦	ひとり暮らし高齢者等見守り事業 (社協会員世帯対象サービス) * 民生委員と見守り協力員が見守り訪問します。	蓮田市社会福祉協議会 (所在地) 蓮田市関山 4-5-6 TEL (048) 769-7111
⑧	はずだ地域支えあいサービス事業 (社協会員世帯対象サービス) * 日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いをします。	
⑨	あんしんサポートねっと * 福祉サービスの利用援助や郵便物の確認、お金の出し入れなどの援助を行います。	
⑩	法人後見事業 * 法定後見制度の担い手として社会福祉協議会(法人)が後見業務を行います。	
⑪	紙おむつ支給事業 (社協会員世帯対象サービス) * 在宅の要介護3~5の高齢者等に紙おむつを支給します。	
⑫	福祉家事援助サービス * 調理、洗濯、掃除等の家事サービスを提供します。	蓮田市シルバー人材センター (所在地) 蓮田市大字黒浜 2799-1 (蓮田市役所西棟 1階) TEL (048) 768-3110